

佐賀市指定袋取扱店実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、佐賀市廃棄物の減量推進及び適正処理等に関する条例（平成17年佐賀市条例第135号。以下「条例」という。）別表第1に規定する指定袋を販売しようとする場合の、指定袋取扱店（以下「取扱店」という。）の登録その他必要な事項に関し定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要領における佐賀地区とは、佐賀市諸富町、大和町、富士町、三瀬村三瀬、三瀬村藤原、三瀬村杵、川副町、東与賀町及び久保田町の区域を除く佐賀市の区域をいう。

(取扱店の登録)

第3条 佐賀市指定袋取扱店の登録を行うことができるものは、佐賀市内に店舗を有し、当該店舗においてスーパー、小売店等の営業を行っているもの又は佐賀市内の自治会等とする。

2 指定袋を販売しようとするものは、次に掲げる書類を佐賀市の廃棄物担当課へ提出し、取扱店の登録をしなければならない。

(1) 佐賀市指定袋取扱店登録申請書（別記様式）

(2) 誓約書

(3) 販売しようとするものがスーパー、小売店等の営業を行うもので、1月1日現在の所在地が佐賀市内である場合には、市税の完納証明書

(4) 販売しようとするものがスーパー、小売店等の営業を行う個人事業者で、1月1日現在の所在地が佐賀市内である場合には、国保税の完納証明書

(取扱店の遵守事項)

第4条 取扱店は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 指定袋の安売り、サービス品としての使用は絶対に行わないこと。

(2) 市の指定する『指定袋取扱店』等の表示を市民の見やすいところに掲示すること。

(3) 取扱店から出されるごみは、法令等に基づき適正に処理し、地域の環境美化に努めること。

(4) その他、佐賀市の環境施策に積極的に協力し、ごみ減量に努めること。

(指定袋の購入及び販売)

第5条 取扱店の登録をしたものが、指定袋の購入及び販売を行おうとするときは、市との間で契約を締結しなければならない。

ただし、市が、一般廃棄物処理手数料（指定袋に係るものに限る。）の徴収事務を委託している場合は、委託の相手方との間で契約を締結するものとする。

(販売手数料)

第6条 佐賀市が取扱店に支払う指定袋の販売手数料は、条例別表第1に規定する手数料の額に100分の10を乗じて得た額とする。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の日の前日までに、佐賀地区、佐賀市諸富町、大和町、富士町、三瀬地区、川副町、東与賀町及び久保田町の各区域の実施要領の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この要領の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成22年2月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成26年3月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和6年4月1日から施行する。